

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成26年4月10日(2014.4.10)

【公表番号】特表2013-520483(P2013-520483A)

【公表日】平成25年6月6日(2013.6.6)

【年通号数】公開・登録公報2013-028

【出願番号】特願2012-554425(P2012-554425)

【国際特許分類】

| | | |
|---------|-------|-----------|
| A 6 1 K | 45/00 | (2006.01) |
| A 6 1 P | 31/10 | (2006.01) |
| A 6 1 K | 31/19 | (2006.01) |
| A 6 1 K | 47/10 | (2006.01) |
| A 6 1 K | 47/36 | (2006.01) |
| A 6 1 K | 47/16 | (2006.01) |
| A 6 1 K | 47/20 | (2006.01) |
| A 6 1 K | 47/12 | (2006.01) |
| A 6 1 K | 47/08 | (2006.01) |
| A 6 1 K | 9/08 | (2006.01) |
| A 4 5 D | 29/04 | (2006.01) |

【F I】

| | |
|---------|-------|
| A 6 1 K | 45/00 |
| A 6 1 P | 31/10 |
| A 6 1 K | 31/19 |
| A 6 1 K | 47/10 |
| A 6 1 K | 47/36 |
| A 6 1 K | 47/16 |
| A 6 1 K | 47/20 |
| A 6 1 K | 47/12 |
| A 6 1 K | 47/08 |
| A 6 1 K | 9/08 |
| A 4 5 D | 29/04 |

【手続補正書】

【提出日】平成26年2月24日(2014.2.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

プロトン源、湿潤剤、被膜形成剤、浸透促進剤、少なくとも1種の溶媒、並びに任意に、1以上の爪コンディショナー、防腐剤、UV抑制剤、顔料、染料、及び香料からなる群から選択される少なくとも1種の追加の成分を含む、爪真菌症治療組成物。

【請求項2】

前記プロトン源が、有機酸を含む、請求項1記載の爪真菌症治療組成物。

【請求項3】

前記プロトン源が、クエン酸又は酢酸を含む、請求項2記載の爪真菌症治療組成物。

【請求項4】

前記プロトン源が、前記組成物中に、前記組成物の重量に対して5から15%の量で存在する、請求項1から3のいずれか1項記載の爪真菌症治療組成物。

【請求項5】

前記真菌治療組成物のpHが、2から4の範囲内である、請求項1から4のいずれか1項記載の爪真菌症治療組成物。

【請求項6】

前記被膜形成剤が、非架橋ポリマーを含む、請求項1から5のいずれか1項記載の爪真菌症治療組成物。

【請求項7】

前記被膜形成剤が、ガムを含む、請求項1から6のいずれか1項記載の爪真菌症治療組成物。

【請求項8】

前記被膜形成剤が、キサンタンガムを含む、請求項1から7のいずれか1項記載の爪真菌症治療組成物。

【請求項9】

前記被膜形成剤が、前記真菌治療組成物の重量に対して0.1から1%の量で存在する、請求項1から8のいずれか1項記載の爪真菌症治療組成物。

【請求項10】

前記浸透促進剤が、角質溶解剤を含む、請求項1から9のいずれか1項記載の爪真菌症治療組成物。

【請求項11】

前記浸透促進剤が、尿素、チオグリコール酸、チオグリコール酸ナトリウム、又はチオグリコール酸カリウムを含む、請求項1から10のいずれか1項記載の爪真菌症治療組成物。

【請求項12】

前記浸透促進剤が、前記真菌治療組成物中に、前記組成物の重量に対して1から5%の量で存在する、請求項1から11のいずれか1項記載の爪真菌症治療組成物。

【請求項13】

爪板の古い最上層を壊死組織切除のプロセスによって除去した後の爪板の新たな最上層への適用による爪真菌感染症の治療における使用のための、請求項1から12のいずれか1項記載の組成物。

【請求項14】

皮膚糸状菌による爪真菌感染症の治療における使用のための、請求項13記載の組成物。

【請求項15】

トリコフィトン・ルブルム又はトリコフィトン・メンタグロフィテス種による爪真菌感染症の治療における使用のための、請求項13及び14のいずれか1項記載の組成物。

【請求項16】

爪真菌感染症が1週間から3か月の期間内に消滅する、爪真菌感染症の治療における使用のための、請求項13から15のいずれか1項記載の組成物。

【請求項17】

爪真菌感染症が2週間から6か月の期間内に消滅する、爪真菌感染症の治療における使用のための、請求項13から16のいずれか1項記載の組成物。

【請求項18】

爪真菌感染症が約28日で消滅する、爪真菌感染症の治療における使用のための、請求項13から17のいずれか1項記載の組成物。

【請求項19】

前記組成物が、1日1回から1週間に1回の頻度で適用される、爪真菌感染症の治療における使用のための、請求項13から18のいずれか1項記載の組成物。

【請求項20】

爪真菌感染症の治療における使用のための、さらに、爪真菌症再感染の予防における使

用のための、請求項13から19のいずれか1項記載の組成物。

【請求項21】

請求項1から20のいずれか1項記載の爪真菌症治療組成物を含む、爪真菌症治療器具であって、使い捨て爪ヤスリを含む、前記器具。

【請求項22】

前記使い捨て爪ヤスリが、爪真菌症治療器具内にバネで留められる、請求項21記載の爪真菌症治療器具。

【請求項23】

バネで留められる前記爪ヤスリが、一方向性の投薬機構を備えた前記爪真菌症治療器具内に収納される、請求項22記載の爪真菌症治療器具。

【請求項24】

前記容器が、前記器具の前記一方向性の投薬機構に取り付けられる、請求項23記載の爪真菌症治療器具。

【請求項25】

前記器具内の使い捨て爪ヤスリの数が、2から7個の間である、請求項21から24のいずれか1項記載の爪真菌症治療器具。

【請求項26】

前記使い捨て爪ヤスリが、炭化ケイ素でコーティングされる、請求項21から25のいずれか1項記載の爪真菌症治療器具。

【請求項27】

請求項21から26のいずれか1項記載の爪真菌症治療器具と併用する、請求項1から19のいずれか1項記載の真菌症治療組成物の使用。

【請求項28】

請求項1から19のいずれか1項記載の爪真菌症治療組成物と、請求項21から26のいずれか1項記載の爪真菌症治療器具とを含むキット。